

労働者への周知義務一覧

該当事項	周知内容	周知対象者	周知方法	関係条文
作業主任者	1. 氏名 2. その者に行わせる事項	関係労働者	掲示等	安衛則18条
車両系荷役運搬機械	1. 車両系荷役運搬機械の運行経路 2. 車両系荷役運搬機械の作業の方法	関係労働者		安衛則151条の3
乾燥設備をはじめて使用するとき、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたとき	作業の方法 (注)周知は作業主任者の職務	労働者		安衛則298条
伐木の作業	伐倒についての合図	作業に関係のある労働者		安衛則479条
機械集材装置	最大使用荷重	労働者	見やすい箇所に表示し、周知	安衛則505条
運材索道	1. 最大使用荷重 2. 搬器と搬器との間隔 3. 搬器ごとの最大積載荷重	労働者	見やすい箇所に表示し、周知	安衛則506条
救急用具等	1. 救急用具及び材料の備付け場所 2. 使用方法	労働者		安衛則633条
移動式クレーンを用いる作業	1. 移動式クレーンによる作業の方法 2. 移動式クレーンの転倒を防止するための方法 3. 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統	関係労働者		クレーン則66条の2
エレベーター (運転者が選任され、その者のみが運転する場合を除く)	1. エレベーターの運転の方法 2. エレベーターが故障した場合における処置	エレベーターを使用する労働者		クレーン則151条
外部放射線による線量当量率	放射線業務を行う作業場のうち管理区域における外部放射線による線量当量率の測定又は測定を行うことが著しく困難な場合の計算により線量当量率を算出した結果	管理区域に立ち入る労働者	見やすい場所に掲示等	電離則54条
救急用具及び材料	救急用具及び材料の備付け場所及び使用方法	労働者		事務所則23条